

IFRS 第8号 事業セグメント

これは、2011年1月1日に公表されたものであり、2011年1月1日以降に発効となるIFRSsを含み、置き換えられる予定のIFRSは含まれない。

この抜粋は、IFRS財団のスタッフが作成したものであり、IASBの承認を得たものではない。よって国際財務報告基準の規定を参照しなければならない。

この日本語訳はIFRS財団が指名するレビュー委員会により承認されていない。日本語訳は、IFRS財団の許可の下に日本公認会計士協会により発行される。日本語訳はIFRS財団の著作物である。

基本原則— 企業が従事する事業活動、及び企業が事業を行う経済環境の性質や財務的な影響を、財務諸表の利用者が評価できるように、企業は情報を開示しなければならない。

本基準は、次の財務諸表に適用される。

(a) 次の企業の個別財務諸表

- (i) 負債証券又は持分証券が公開市場(地方や地域的な市場を含む、国内若しくは国外の証券取引所、又は店頭取引市場)で取引されている企業
- (ii) 公開市場でいずれかの種類の証券を発行する目的で、財務諸表を証券委員会若しくは規制機関に登録する、又は登録の途中である企業

(b) 次の親会社を含むグループの連結財務諸表

- (i) 負債証券又は持分証券が公開市場(地方や地域的な市場を含む、国内若しくは国外の証券取引所、又は店頭取引市場)で取引されている親会社を含むグループ
- (ii) 公開市場でいずれかの種類の証券を発行する目的で、連結財務諸表を証券委員会若しくは規制機関に登録する、又は登録の途中である親会社を含むグループ

本基準は、年度財務報告書における事業セグメントについての情報を企業が報告する方法を定め、結果として生じることになるIAS第34号「中間財務報告」を改訂し、中間財務報告における事業セグメントの一部開示を企業に要求する。また、製品及びサービス、地域別並びに主要顧客に関連する開示を要求する。

本基準は、企業の報告すべきセグメントに関する財務情報及び記述による情報を報告することを要求する。報告すべきセグメントは、事業セグメント又は特定の基準に合致し集計された事業セグメントの合計値である。事業セグメントは、それに関する区分した財務情報が入手可能であり、資源の配分方法の決定や業績評価の際に最高経営意思決定者によって日常的に検討される、企業の構成要素である。一般的に、財務情報は、セグメント業績を評価し、セグメントへの資源配分方法を決定するために内部で使用されているものと同じ基準に基づいて報告されることが要求される。

本基準は、事業セグメントの純損益及び資産の測定値を報告することを企業に要求する。また、その測定値が最高経営意思決定者に日常的に提供されている場合は、負債並びに特定の収益及び費用項目を報告することも企業に要求する。報告すべきセグメントの収益合計、純損益合計、資産合計、負債合計及び報告すべきセグメントについて開示されるその他の金額に対応する企業の財務諸表との調整表を要求する。

本基準は、その情報が最高経営意思決定者により利用されているかどうかにかかわらず、企業の製品又はサービス（又は類似する製品及びサービスのグループ）による収益に関する情報、企業が収益を獲得し資産を保有する国々に関する情報、主要顧客に関する情報の開示を企業に要求する。しかしながら、本基準は、必要とされる情報の作成が不可能な場合及びその作成費用が高すぎる場合は、内部で使用するために作成されていない情報を開示することを企業に要求しない。

本基準は、また、事業セグメントの決定の方法、セグメントにより供給される製品及びサービス、セグメント報告で使用される測定方法と企業の財務諸表で使用される測定方法の違い、年度の測定方法の変更についての記述的情報を企業に要求する。